

福祉用具購入に関する Q&A

No.	項目	質問内容	回答	参考
1	洗浄機能付き補高便座	身体状況から便座を高くする場合、洗浄機能付き補高便座は対象となりますか。	基本的には対象となります。ただし、身体状況が理由ではなく、洗浄機能が目的の場合は対象になりません。	
2	入浴用のいすが汚れた場合の交換	福祉用具購入にて利用している入浴用のいすが汚れたので、新しいものを購入したいのですが対象になりますか。	汚れているとの理由では、対象になりません。	
3	同一種目の福祉用具の複数購入	使用している福祉用具が破損等により使用できない場合、対象になりますか。	状況等によっては、対象となる場合があります。事前に当市へご確認ください。	
4	支給限度額の管理期間	福祉用具購入費の限度額の管理期間の一年間はいつからですか。また、管理期間をまたいだ申請など限度額管理はどうなりますか。	毎年4月1日から一年間になります。また、基準日は代金の支払日(領収日)になります。限度額管理については、商品の引渡し、代金の支払が3月で4月に申請した場合は、前年度に限度額管理を行います。	平成14年3月28日 事務連絡 運営基準等に係るQ&A IV1
5	介護保険給付の福祉用具	介護保険給付の対象となるか迷う商品があるのですが、どのように判断すればよいですか。	当市では、介護保険給付の対象となる福祉用具を判断するうえで、公式財団法人テクノエイド協会への登録を確認しています。TAIS(福祉用具情報システム)に登録された福祉用具には、厚生労働省告示ならびに取り扱いに関する通知に基づき、協会の判断により「貸与」又は「販売」のマークが掲載されています。我孫子市で保険給付の対象と認めているのは、そのマークが掲載されている商品です。	